

結核健康診断実施報告書

糸島保健福祉事務所長 殿

- ☐ 職員
☐ 65歳以上の入所者
☐ 新入学生

※いずれか1つを選択してください。

報告年月日	年 月 日						
医療機関、学校、事業所等の名称							
医療機関、学校、事業所等の所在地							
担当者名							
電話番号			F A X 番号				
実施年月日（開始日～終了日）	年 月 日 ～ 年 月 日						
報告内容							
対象者数	受診者数	胸部エックス線受診者数		喀痰検査 受診者数	被発見者数		
		間接撮影	直接撮影		結核患者	潜在性結核 感染者	結核発病のおそれ があると診断 された者
未受診者がいる場合は理由とその人数を記載。 例) 産休・育休2名、休学中3名、入院中1名など							

※「結核健康診断」とは、健康診断の項目のうち「胸部エックス線」等の検査のことです。

※「胸部エックス線受診者数」の「間接」と「直接」の区別は、診断書（健診結果書）で確認してください。

※「発病のおそれがあると診断された者」とは、医師による医療行為は必要としないが、定期的な医師の観察指導を必要とする者のことです。

＜感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律＞

第53条の2（定期の健康診断）

労働安全衛生法第2条第3号に規定する事業者、学校の長又は矯正施設その他の施設の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）に対し、結核に関わる定期の健康診断を行わなければならない。

第53条の3（受診義務）

第53条の2の健康診断対象者は、事業者、学校若しくは施設の長が行う健康診断を受けなければならない。

第53条の7（通報又は報告）

健康診断実施者は、この法律の規定によって健康診断を行ったときは、その健康診断につき、受診者その他の事項を保健所長を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

同法施行令第12条（定期の健康診断の対象者）

- 一 学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院又は社会福祉法に規定する施設において業務に従事する者（毎年度）
- 二 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が一年未満のものを除く。）の学生又は生徒（入学した年度）
- 三 刑事施設に収容されている者（20歳に達する日の属する年度以降において毎年度）
- 四 社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設に入所している者（65歳に達する日の属する年度以降において毎年度）